

件名	愛媛県財政基盤強化積立金条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	地方自治法第241条、地方財政法第4条の3、第4条の4、第7条
<p>【改正の概要】</p> <p>財政上必要がある場合に、積立金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとするための一部改正</p> <p>次の1条を追加 （繰替運用）</p> <p>知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、積立金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	平成16年4月1日